介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算【見える化要件】について

社会福祉法人一燈園

介護職員の処遇改善については、平成２９年度の介護報酬臨時改定により『介護（福祉・介護）職員処遇改善加算』の拡充がなされました。また、令和元年度の介護報酬改定において、「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能ある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」ことを目的として、『介護（福祉・介護）職員等特定処遇改善加算』が創設されました。令和４年には『介護（福祉・介護）職員等ベースアップ等支援加算』が創設され、この３つの加算で運用が行われてきましたが、介護職員の人材確保推進を目的とした賃金引き上げの措置として、令和６年度より『介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算』への一本化が行われました。

当該加算を受給するためには、以下の要件を満たしている必要があります。

【 受給要件 】

Ⅰ．キャリアパス要件

賃金体系・昇給の仕組みの周知、研修の実施、資格取得支援、経験・技能のある介護職員のうちⅠ人以上は改善後の賃金総額が４４０万円以上になること、一定の割合以上の介護福祉士等を配置していること。

２．月額賃金改善要件

新加算Ⅳ相当の加算額の２分のⅠ以上を月給の改善に充てること。

３．職場環境等要件

①入職促進に向けた取組
②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
③両立支援・多様な働き方の推進
④腰痛を含む心身の健康管理
⑤生産性向上のための業務改善の取組
⑥やりがい・働きがいの醸成

以上の６区分について、算定区分別に定められた数の取組みを行うこと。実施した取組みの内容については情報公表システム等で具体的に公表すること。

※一燈園の取組内容の詳細は、以下の【職場環境等要件】に記載しています。

『見える化』要件とは・・・

介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算を取得するために、上記受給要件についての具体的取組み内容をホームページ等で公開するなどして、外部から見える形で公開することです。

一燈園では、ホームページにて掲載いたします。

【 介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算　取得状況 】

サービス種別	算定区分
介護保険	新加算Ⅰ
障害福祉	新加算Ⅲ

【 職場環境等要件 】

区　　分	一 燈 園 の 取 組
入職促進への取組	◦法人の経営理念等の実現のための施策の実施 ◦他業種からの転職者・中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の実施
資質向上やキャリアアップに向けた支援	◦介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援として、研修実施事業者に場所の提供を行うことで法人特別価格を設定している。 ◦専門性の高い資格を取得するための受講支援
両立支援・多様な働き方の推進	◦職員の事情等状況に応じた短時間正職員制度・地域限定正職員制度の導入 ◦子育て世代が働きやすいように事業所内保育所の設置 ◦職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度
心身の健康管理	◦短時間労働者への健康診断受診支援 ◦雇用管理改善のための管理者に対する研修の実施 ◦50 歳以上の職員へ内視鏡検査実施の補助
生産性向上のための業務改善取組み	◦タブレット端末やインカム、音声入力システム等のその事業所に適した ICT 機器活用及び見守り機器・介護ロボットやセンサー導入によって業務量削減の取組み ◦高齢者及び障がい者の活躍による業務上の役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	◦法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供